

【資料 2】

愛荘町空家等活用・流通支援等補助金（案）

県内における空き家・空き店舗の補助金事業

- ・ 県内において、住宅における最高補助額は260万円（彦根市※併用）で店舗における最高補助額は300万円（東近江市）である
- ・ 所有者が申請者となって補助事業を実施できる市町は少ない
- ・ 物件内にある家財道具の処分に係る補助事業を実施している市町は少ない

	住宅	店舗
所有者	<p>4市 (長浜市、甲賀市、高島市、米原市)</p> <p>【改修】最高補助額: 50万円(甲賀市、高島市) 【家財処分】最高補助額: 10万円(長浜市)</p>	<p>2市 (栗東市、甲賀市)</p> <p>【改修】最高補助額: 50万円(甲賀市)</p>
利用者	<p>13市町 (大津市、彦根市、長浜市、栗東市、甲賀市、高島市、東近江市、米原市、日野町、竜王町、豊郷町、甲良町、多賀町)</p> <p>【改修】最高補助額: 210万円(彦根市) 【住宅取得】最高補助額: 50万円(彦根市)</p>	<p>8市町 (大津市、長浜市、草津市、栗東市、甲賀市、東近江市、日野町、多賀町)</p> <p>【改修】最高補助額: 300万円(東近江市)</p>

愛荘町空き家等活用・流通支援等補助金(案)(概要)

○住宅（店舗併用住宅含む）

所有者



改修・家財処分



利用者
(買主・借主)



改修

【申請者が所有者の場合】

○改修事業

補助上限額：300万円

※事業費に対して2分の1の補助

○家財処分事業

補助上限額：10万円

※事業費に対して2分の1の補助

【申請者が利用者の場合】

○改修事業

補助上限額：300万円

※事業費に対して2分の1の補助

加算：子育て世帯（20万円）
定住支援（30万円）
移住支援（20万円）

○店舗

所有者



改修



利用者
(買主・借主)



改修

【申請者が所有者の場合】

○改修事業

補助上限額：300万円

※事業費に対して2分の1の補助

【申請者が利用者の場合】

○改修事業

補助上限額：300万円

※事業費に対して2分の1の補助

※同一空き家に対して1回限り。

※補助額等について、検討段階であり、変更の可能性がります。2